

宮城県 新農業者ネットワーク 規約

第一条:名称

当会は、宮城県 新農業者ネットワーク(以下、ネットワーク)と称する。

第二条:目的

ネットワークは、その目的を以下の通りとする。

1. 非農家出身農家等(以下、新農業者)相互の交流と情報交換
2. 新規就農啓発
3. 宮城県内の新農業者間の連絡体制保全
4. その他、宮城県農業の持続的・魅力的発展と新農業者育成に必要と思われること

第三条:年度と事業

ネットワークは 4 月 1 日から翌 3 月 31 日の一年度の間、その目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 新農業者同士の交流会または情報交換会
2. 新規就農啓発のためのイベント
3. 宮城県内の新農業者の名簿整備
4. その他、目的達成のために必要と思われる事業

第四条:会員と資格

ネットワークは、以下のいずれかの資格を満たす会員によって構成する。ただし添付ファイルが閲覧可能な、電子メール等による相互連絡可能な者に限る。

1. 宮城県内で農業を営む非農家出身者またはその子弟であって、規約に賛同する者。
2. 宮城県内で新規就農しようとする者であって、規約に賛同する者。
3. その他、会長が特に必要と認めた者。

第五条:役員

ネットワークには、自薦または他薦によって以下の役員を置く。

1. 会長…1 名：会の運営を統括する
2. 理事…若干名：会長を補佐し、会の運営と会員名簿の整備等を行う

第六条:役員の変更

役員は任期 3 年とし、再任は妨げない。改選に当たっては、会員の過半数の反対がないことを条件とする。

第七条：総会

ネットワークの総会は、年度変わり後に紙上でのみ実施し、各議題については会員の過半数の反対意見がないことをもって可決とみなす。ただし総会資料は郵送、手交等によらず、電子メール等によるデータの送信をもってこれに代える。

第八条：会費

ネットワークの事業に用いる会費は一会員 1,000 円/年度とし、電子的決済手段等によって徴収する。

第九条：事務局

ネットワークは、公益社団法人みやぎ農業振興公社(以下、公社)に事務局としての業務を依頼することができる。

第十条：入会と退会

入会または退会希望者は、会長・事務局・理事のいずれかへ連絡する。

第十一条：除名

以下の者は除名する場合がある。

1. 期日までに会費を納入しない者
2. 会費および名簿を私的に流用・流出させ、またはさせようとした者
3. 会員、事務局、または新規就農者に対して、ネットワークが不適切と認める行為があった者
4. その他、ネットワークが著しく不適格と認める者

第十二条：経費の補助

ネットワークは、会員または事務局に対して、役員が発議した事業または会議等にかかる経費の一部または全部を補助することができる。ただし会長の同意を経る。

第十三条：その他の事項

1. 事務局たる公社は、公社や宮城県の業務において、ネットワーク会員への連絡・業務依頼・視察申込・研修に関する相談や確認・その他農政の業務上の必要がある場合限り、会長の同意を経て名簿を使用することができる。
2. 規約にない内容を明らかにする必要がある場合は、会長および過半数の理事の同意を得て、別途これを定める。

附則：

この規約は、2019 年 7 月 1 日から施行する。